○九州地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十八日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十四号	鹿児島市古里町一八二番一から同市古里町一七八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月十八日

人事異動

内閣

国務大臣

馬場みどり（松島みどり）

国家公安委員会委員長小三惠里子（山谷えり子）帰朝につき国家公安委員会委員長事務代理を免ずる

同　馬場みどり（松島みどり）

内閣府特命担当大臣小三惠里子（山谷えり子）帰朝につき内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を免ずる

法務副大臣　葉梨　康弘

内閣府副大臣に兼ねて任命する

法務大臣政務官　大塚　拓

内閣府大臣政務官に兼ねて任命する

特命全権大使　岩崎　廣治（橋　廣治）

同　小澤　俊朗

同　塩尻孝二郎

願に依り本官を免ずる（各通）

（千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事・松江簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　吉田　健司

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上九月十二日）

○文部科学大臣臨時代理解職

国務大臣　山口　俊一

文部科学大臣下村博文帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（九月十三日）

○財務大臣臨時代理解職

国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる（以上九月十五日）

（海上幕僚監部指揮通信情報部情報課（兼）防衛省防衛政策局調査課）1等海佐　森山　進

内閣事務官に兼ねて任命する

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）を命ずる

（同）同　今泉　一郎

兼官を免ずる

（さいたま家庭裁判所判事兼さいたま地方裁判所判事・さいたま簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　山田　和則

兼官を免ずる

（仙台高等裁判所判事）判事　久我　泰博

願に依り本官を免ずる（以上九月十六日）

財務省

（財務総合政策研究所次長）財務事務官　田中　修

財務総合政策研究所長事務代理を免ずる

（会計センター次長）同　古田　隆好

会計センター所長事務代理を免ずる（以上九月十一日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から七月十日モンゴル国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月二十二日御答信があった。

天皇陛下から七月二十七日イスラエル国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月二十二日御答信があった。

天皇陛下から八月二十九日ウズベキスタン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月四日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

衛生管理者登録再講習実施機関の登録事項の変更

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号）第4条の6の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第4条の16第2号の規定に基づき公示する。

平成26年9月18日

国土交通大臣　太田　昭宏

1．登録再講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

衛生管理者登録再講習実施機関第1号

一般社団法人外航船員医療事業団

会長　朝倉　次郎

東京都千代田区内神田1丁目4番13号ＣＲＣ北大手町ビル

2．変更のあった事項

代表者の氏名

変更前：芦田　昭充

変更後：朝倉　次郎

3．変更のあった日　平成25年6月19日

4．変更の理由　代表者交代のため

国家試験

平成26年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等

平成26年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

平成26年9月18日

工業所有権審議会会長　野間口　有

委員	担当
髙橋　隆二	事例問題1　特定侵害訴訟代理業務試験部会長
飯田　圭	事例問題1
深井　俊至	事例問題1
平野　惠稔	事例問題1
福田あやこ	事例問題1
村田　真一	事例問題1
弓削田　博	事例問題1
三山　峻司	事例問題2
岩坪　哲	事例問題2
櫻林　正己	事例問題2
高橋　元弘	事例問題2
富永　博之	事例問題2
藤田　晶子	事例問題2
松葉　栄治	総括
高野　輝久	総括
真田　有	総括

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、平成26年9月8日から2か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成26年9月18日

富山地方法務局長　大竹　聖一

記

氏名　野崎　晃

所属する司法書士会　富山県司法書士会

登録番号　富山第257号

事務所の所在地　富山県富山市中野新町1丁目3番2号俣本ビル二階

違反行為　職責及び会則遵守義務等